

**Q62 知的障害がある若い女性ですが、宝石業者の販売員と一緒に銀行に行き、預金通帳を作らされた上でダイヤのネックレス（130万円）のクレジットを組まれたのを皮切りに、別のエステティック業者からも電話がかかってくるようになり、レーザー脱毛機（80万円）、ダイヤモンドリング（100万円）などのクレジットも次々と組まされていました。どう対応すべきでしょう。**

知的障害者が、アポイントメント商法などの悪質商法の被害に遭いやすい境遇に置かれていることにも配慮しなければなりません。勤務先では日頃仕事に行っても友達として接してくれる人は少なく、男の人から電話がかかってくる友達として接してくれるので嬉しくて言いなりになってしまうこと、また、日頃親がお金を管理していることについて、言いたくても言えない不満を抱いており、悪質な販売員に騙されているのに、本人は大喜びで銀行に行き通帳を作っていることも少なくありません。

しかも、こうしたケースでは、悪質業者はしばらくは頻りに知的障害者に電話連絡したり親身になるふりをしますので、相談されるのがクーリングオフ期間経過後であることが少なくありません（しかし、勿論、書面不交付などの点で訪問販売法や割賦販売法のクーリングオフの行使を検討することは必要です）。

また、多数の販売店や信販会社との契約が強要されてしまった場合に、詳細かつ粘り強い事情聴取や交渉の労を避け、安易に自己破産申立を検討したくなる場合があります。しかし、知的障害者は悪質業者の被害者であること、不適格者に契約を強要したこと自体不法行為であること、自己の金儲けのために知的障害者を食い物にするものであってこのような悪質業者を野放しにすべきでないことなどを考慮すると、可能な限り解約の交渉を進めるべきではないかと思われます。

同一の販売業者が、信販会社を次々と変えて必要もない反復売買を繰り返している場合、業者は知的障害者が納得の上で取引をしているから反復売買がされるのだと主張しますが、むしろ、継続的に食い物にされている可能性があります。販売店と信販会社全社に対し、同一文面の内容証明郵便を送付し、個々の取引が悪質商法全体のひとつを形成していることを前提とした交渉に臨む必要があります。

また、知的障害者がわざわざ預金通帳を作ってまでクレジット契約をしている点は、むしろ、従前の預金通帳では、両親などの保護者に知られてしまい契約させられないことを理解したうえでなされているのですから、業者自身が取引の問題性を十分知っていたことの証左ともいえます。

以上のとおり、仔細に検討すれば、販売業者が知的障害者であることを知っていたとしか思えない面が多々あります。こうした点を十分考慮して対策を立てることが肝要です。